

令和5年度 社会福祉法人 金努福社会
ゆたかこども園 1号認定募集要項



令和5年度4月入所申込み受付期間及び場所

受付期間：令和4年10月11日(火)～令和4年10月31日(月) ※土・日・祝祭日を除く。

提出場所：ゆたかこども園 (TEL 098-850-2700)

受付時間：午前9時～午後5時

令和5年度 ゆたかこども園 1号認定募集要項

1 募集施設情報

運 営	社会福祉法人金努福祉会
施設名称	公私連携幼保連携型認定こども園 ゆたかこども園
所在地	沖縄県豊見城市字豊見城 601 番地 2
利用定員	3歳児（10名） 4歳児（15名） 5歳児（20名） 合計45名
提供する曜日	月曜日～金曜日
教育標準時間	8：00～13：30
休業日	土曜日・日曜日・祝日・慰霊の日（6月23日）
	夏季・秋季・冬季・春季休業日 12/29～1/3
	その他園長が指定した日

2 申込資格

- ① 教育を必要とする、次の年齢に該当する児童。
- ・ 3歳児クラス：平成31(2019)年4月2日～ 令和2(2020)年4月1日生まれ
 - ・ 4歳児クラス：平成30(2018)年4月2日 ～ 平成31(2019)年4月1日生まれ
 - ・ 5歳児クラス：平成29(2017)年4月2日 ～ 平成30(2018)年4月1日生まれ

②保護者等が児童を当該施設に送迎できること。

※入園優先事項については、6ページ入園までの流れ③利用調整（選考）をご覧ください。

3 保育料等について

- ① 【教育標準時間の保育料（利用者負担額）】： 無償
- ② 【教材費】： 毎月1,000円（園外保育の際の車両費・施設利用料・折り紙・画用紙・観劇・衣装代・イベント時のプレゼントなど）
- ③ 【その他】： 必要に応じて実費徴収いたします。その都度お知らせいたします。
- ※費用については、日割り計算は行いませんのであらかじめご了承ください。また、金額については変更となる場合があります。

4 給食費（月～金）について

月額：5,500 円

※住民税所得割額 77,101 円未満の世帯の子ども、第 3 子以降の子ども（小学校 1～3 年生および認可保育所等に入所する兄弟が 2 人以上いる場合）については、**月額 1,000 円**となります。

（給食費の算定は、豊見城市・居住市町村の算定事務に沿って行うこととなります）

※日割計算は行いませんので、あらかじめご了承ください。

5 預かり保育の利用について

※平日の教育標準時間の範囲外と土曜日・長期休業日の利用については、下記のとおり預かり保育料での対応となります。

※新 2 号認定を受けることにより、利用した預かり保育料が無償化の対象となります。（下記参照）

月額 450 円×利用日数（月額上限 11,310 円）までが無償化の対象（おやつ代等は対象外で利用者負担です）

実施日	実施時間	利用料/日
月曜日～金曜日	7:30～8:00	200 円
	8:00～13:30 (教育標準時間)	無 償
	13:30～14:00	200 円
	13:30～18:00	500 円（おやつ代込み） (新 2 号無償化後：50 円)

・やむを得ず 18:00～18:30 の保育を利用する場合は、延長保育での対応となります。（別途料金あり）

実施日	実施時間	利用料/日
土曜日・長期休業日	8:00～13:30	800 円（給食費込み） (新 2 号無償化後：350 円)
	8:00～18:00	1,300 円（給食費・おやつ代込み） (新 2 号無償化後：850 円)

※新 2 号認定について

1 号認定の方が、就労などの理由により預かり保育料無償化の対象となるためには、**別途「施設等利用給付認定」**（新 2 号認定）を受ける必要があります。

新 2 号認定を希望される方は、4 ページ（3）で該当する事由の書類を追加提出してください。

6 長期休業日について

- ・夏休み： 7月21日～8月31日まで
- ・秋休み： 10月10日～10月13日まで
- ・冬休み： 12月26日～1月5日まで
- ・春休み： 3月24日～4月6日まで

※長期休業期間の利用は、預かり保育料での対応となります。

※ゆたか小学校の長期休業期間と合わせるため日程が変更となる場合があります。

7 給食費等の納付について

・納付方法:口座振替 ・振替日: **毎月17日** (※土日祝にあたる場合は翌営業日)

・引落内訳: 当月分の給食費・教材費、前月利用分の預かり保育料・延長保育料等の合算金額
(残高不足にならないようご注意ください。)

※口座振替が可能な金融機関は、沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・沖縄県農協・ゆうちょ銀行です。(入園時に口座振替依頼書をお渡しいたします。)

8 納付が遅れたとき

- ・所定の口座をお知らせしますので、速やかに納付下さい。(振込手数料は保護者負担となります)
- ・給食費等を滞納すると次年度の入園に関して継続できない可能性があります。

9 申込に必要な書類な書類

(1) 全ての方が必要な書類 (子ども1人につき1部)

No.	必要書類	備考	提出
1	支給認定申請書兼ゆたかこども園(1号・新2号)利用申込書	記入漏がないように確認をお願いします。	<input type="checkbox"/>
2	入園申請書	記入漏れがないように確認をお願いします。	<input type="checkbox"/>
3	重要事項確認書	全ての項目をご確認の上、押印して提出してください。	<input type="checkbox"/>
4	親子健康手帳の写し	1歳半・3歳各健康診査結果ページ ※新入園時のみ	<input type="checkbox"/>

(2) 該当する方のみ必要な書類 (世帯につき1部)・次のいずれかに該当する場合

No.	必要書類	備考	提出
1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
2	ひとり親世帯	下記の①～③のいずれかひとつ ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本の写し及び 申立書	<input type="checkbox"/>

3	ひとり親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合、相手方の「保育の必要な証明」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
4	在宅障がい者（児）のいる世帯	下記の①～③いずれかひとつ ①身体、精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し ③特別児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>
5	世帯全員が市外在住で転入予定の方 ※令和5年3月31日までに転入予定の方のみ	下記の①②すべて ① 現住所の住民票謄本 ※世帯全員の名前・続柄入りのもの ②転入に係る誓約書	<input type="checkbox"/>
6	保護者の一方が市外在住の場合	市外在住者の住民票謄本	<input type="checkbox"/>
7	令和4年1月1日時点で豊見城市に住所が無い方 ※副食費免除判定に必要な書類 (4月～8月分の給食費)	令和4年度住民税所得課税証明書 ※市町村民税所得割、均等割、各種控除等の内訳が確認できる証明書	<input type="checkbox"/>
8	令和5年1月1日時点で豊見城市に住所が無い方 ※副食費の免除判定に必要な書類 (9月～3月分の給食費)	令和5年度住民税所得課税証明書 ※市町村民税所得割、均等割、各種控除等の内訳が確認できる証明書	<input type="checkbox"/>

(3)新2号認定を申し込む方（世帯につき1部）・該当する事由の書類を追加

保育を必要とする事由	具体的な状況		必要書類	認定可能期間
就労	就労している場合 (月64時間以上就労していること)	雇用されている方 (会社員、公務員、派遣等)	勤務証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要。	就労期間中
		自営業 (協力者含む)	自営業等申立書+①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる書類 (開業届、営業許可証等) ②直近3カ月の売上が分かる書類 (給与明細、通帳等) ③最新の確定申告書等	
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合		親子(母子)健康手帳の分娩予定日記載ページの写し	出産予定月の2ヵ月前～ 生後3ヵ月に達する月の 末日
疾病・障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある場合	疾病	診断書(保護者・同居者用)	療育期間中
障がい		障がい	①～④の①②いずれかひとつの写し ④ 体・精神障害者手帳 ②療育手帳	
介護・看護	障がいのある親族を常時介護・看護している場合		診断書(看護・介護用)+申立書※必要に応じて	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたって いる場合		罹災証明書等の被災を確認できる資料	復旧期間中
求職	求職活動を継続的に行っている場合		ハローワークカード(受付票)の写し	原則3カ月

活動中	起業準備を行っている場合		
就学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合 ※自動車教習所、習い事等は該当しません。	以下の①②のすべて ①在学証明書又は入学許可証 等 ②授業日数等が確認できる資料	就学期間中
育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用していることも がいて、継続利用が必要である場合 ※育児休業制度に該当しない育児のための休暇を含む	「就労」と同じ ※みなし育休の場合は、「申立書」	育児対象児童が2歳 になる月末

※ 部分は、所定様式となります。（書類が必要な方は、当園までご連絡ください。）

※ 提出頂いた書類は、適正な算定をおこなうため、居住市町村に提出いたします。
ご同意の上、お申込みください。

※ アレルギー疾患をお持ちの児童は医療機関が交付する診断書などの提出をお願い致します。

（新2号を申し込みする方への注意事項）

施設等利用給付認定後に、退職・転職・就職内定・復職・市外へ転出・家庭の状況変化など、状況が変わった場合は書類提出が必要となりますので、速やかにお声かけ下さい。

※届出をしないまま後日認定事由に該当していないことが判明した場合、事由発生日まで遡って給付費の返還を求める場合があります。

10 その他

この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、ゆたかこども園が別に定めます。

★申込みから入園までの流れ

① 募集要項配布期間 《 令和4年10月11日(火)～ 令和4年10月31日(月) 》

※施設見学を希望する場合は、事前にお問合わせください。 ゆたかこども園 TEL 098-850-2700

② 入園申込 《 令和4年10月11日(火)～令和4年10月31日(月) 》※土日祝除く

申込受付締切日までに、3ページ～記載の申込書類をゆたかこども園に提出してください。

書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※郵送での申込受付はしておりません。(県外・離島除く)

③ 利用調整(選考) 《 令和4年11月 》

・在園児>・在園児のきょうだい児>・年間を通して教育時間を必要とする児童>・統括園長が必要と認める者>・連携施設>・ゆたか小学校区内の順で優先し、定員を超える申込みがあった場合は、選考または抽選を行います。抽選の結果、定員に漏れた方についてはキャンセルまちなります。

④ 入園内定 《 令和4年11月下旬ごろ 》

申込みの結果、入園内定した場合は「利用契約内定通知書」および「説明会・面談時に必要な書類」を送付いたします。所定の手続きをお願いします。

※継続園児：説明会および面談等はありません。家庭生活調査票のみをご提出いただきます。

※内定後、入園日までに保護者または対象児童が申込み資格を満たさなくなった場合は、原則として内定を取り消します。

⑤ 入園説明会および面談 《 令和5年1月中旬～2月 》

内定を受けた児童・保護者は申込み時に提出された書類の記載内容を確認し、当園で説明会・面談をします。

・お子さんの健康状態や発達の状況などについて面談時に詳しくお聞かせください。

・当園の運営方針・保育方針をご説明いたします。ご説明を受けたうえで入園決定となります。

⑥ 入園決定 《 説明会・面談終了後 》

入園決定した児童の保護者に対して、「利用契約決定通知書」を送付します。

※心身に障がいを持ち(特別児童扶養手当受給者、障がい者手帳・療育手帳の所持者等)かつ審査会にて施設への入園が可能と判断された児童について、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留になる場合があります。

※定員に空きがある場合は2次募集を致します。当園 HP をご覧ください。

記入例

支給認定申請書 兼 ゆたかこども園利用 (1号) 新2号) 申込書

※いずれかに○をつけてください。

新規 (校区内) 校区外) 入所申込 / 在園継続 (校区内・校区外) 申込 / 広域入所申込

令和 〇年 〇月 〇日

ゆたかこども園園長 殿

保護者氏名 ゆたか太郎

次のとおり支給認定を申請し、また施設利用を申し込みます。

Table with 4 columns: 申込児童, 氏名, 生年月日, 性別, 障がい児保育希望の有無. Includes address and contact info.

①申込児童の状況

Table with 2 columns: 保育状況, 健康状態. Includes checkboxes for facility use, home care, and health status.

②世帯の状況 (児童と同居している方全員を記入してください)

Table with 6 columns: 区分, 氏名, 続柄, 生年月日, 勤務先又は学校名等, 保育を必要とする事由. Includes checkboxes for household type and current enrollment.

③利用希望

Table with 3 columns: 利用希望期間, 利用希望施設. Includes dates and facility preferences.

支給認定申請書 兼 ゆたかこども園利用（1号・新2号）申込書
(1号・新2号いずれかに○を付けてください)

新規（校区内・校区外）入所申込・在園継続（校区内・校区外）申込・広域入所申込

令和 年 月 日

ゆたかこども園園長 殿

保護者氏名

次のとおり支給認定を申請し、また施設利用を申し込みます。

申込児童	氏名	生年月日	性別	障害児保育希望の有無
	(ふりがな)	年 月 日生 R5.4.1時点の年齢(歳)	男・女	有・無
住所・連絡先	(住所) (連絡先)父： 母：			

①申込児童の状況

保育状況	<input type="checkbox"/> 保育所(園)利用中(施設名:) <input type="checkbox"/> 職場で保育 ※自営業・内職含む <input type="checkbox"/> 自宅で保育 (保育者:) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 自宅外で保育(保育者:)
健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> アレルギー() <input type="checkbox"/> 病歴・持病(病名:) その他気になること()

②世帯の状況(児童と同居している方全員を記入してください)

区分	氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	保育を必要とする事由
保護者			年 月 日生		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
			年 月 日生		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
同住所世帯員		本人	年 月 日生		-
			年 月 日生		-
			年 月 日生		-
			年 月 日生		-

生活保護世帯 ひとり親世帯 障がい者等のいる世帯(手帳 有・無)
 ゆたかこども園に現在3・4歳児クラスにきょうだい児がいますか(はい ・ いいえ)

③利用希望

利用希望期間	令和 年 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日		
利用希望施設	第1希望	第2希望	第3希望
	(1号・新2号・2号)	(1号・新2号・2号)	(1号・新2号2号)

受付者:

受付日: 令和 年 月 日

【園記入欄】

書類不備等:

優先順位: 在園 在きょう 年間1・新2号
 園長認 連携施設 校区内在住
 その他事由:

世帯状況申立書（任意）

.....

.....

.....

.....

同意書

1. 個人情報の利用目的

豊見城市長（以下、「市長」）は、申請児童、保護者又は扶養義務者の個人情報を申請児童に係る支給認定証交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務のために利用する。なお、収集した個人情報については厳正に管理を行い、この目的以外には利用しないこととする。

※子ども・子育て支援法（参考）

第 16 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供をもとめ、又は銀行、信託会社その他の期間若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2. 個人情報の収集方法

- (1) 児童、保護者又は扶養義務者の世帯状況に関して住民基本台帳の閲覧・複写
- (2) 保護者又は扶養義務者の課税状況に関して住民税課税台帳・課税資料等の閲覧・複写
- (3) 保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- (4) 保護者又は扶養義務者の世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

3. 個人情報の第三者提供

市長は次の場合に限り、児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 特に必要が認められる場合における、教育・保育施設へ以下の個人情報の提供
 - ① 氏名、生年月日、連絡先などの施設利用申込書等及び添付資料に記載された個人情報に関すること
 - ② 保育料に関すること
- (2) 児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合における当該公的機関への情報提供
- (3) 児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- (4) その他、市長が必要と認める場合

4. その他

- (1) 申請内容や添付書類（勤務証明書等）に虚偽がある場合は、支給認定の取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収します。

上記のとおり、取り扱うことに同意します。

氏名 _____ (続柄: _____)

※保護者及び申込児童と同居している祖父母、19 歳以上の同居人全員の署名が必要です。

ゆたかこども園
入園(利用)申請書(1号・新2号認定用)

令和 年 月 日

ゆたかこども園 園長 殿

支給認定申請書兼ゆたかこども園利用申込書及び必要書類を添えて入園(利用)申請をします。

保護者 住所
氏名

※下記は記入不要(受付の際、園の方での確認記入欄です。)

(1) すべての方が必要な書類 ※No,5は新2号のみ対象

NO.	提出書類	提出確認
1	入園申請書	<input type="checkbox"/>
2	支給認定申請書兼ゆたかこども園利用申込書	<input type="checkbox"/>
3	重要事項確認書	<input type="checkbox"/>
4	母子手帳の写し ※継続児童は必要ありません (1歳半、3歳各健康診査結果ページ部分)	<input type="checkbox"/>
5	新2号認定を受けるための必要書類 勤務証明書等 (父 ・ 母) その他の書類 (父 ・ 母) ()	<input type="checkbox"/>

(2) 該当する方のみ必要な書類

NO.	提出書類	提出確認
1	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
2	下記の①～③いずれかひとつ ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本の写し及び申立書	<input type="checkbox"/>
3	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合、相手方の「保育の必要な照明」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
4	下記の①～③いずれかひとつ ①身体、精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し ③特別児童扶養手当証書の写し	<input type="checkbox"/>
5	現住所の住民票謄本 ※世帯全員の名前・続柄入りのもの	<input type="checkbox"/>
6	市外在住者の住民票謄本	<input type="checkbox"/>
7	令和4年度市町村民税所得課税証明書 ※市町村民税所得割、均等割、各種控除等の内訳が確認できる証明書	<input type="checkbox"/>

受付番号	
受付月日	
受付担当者	

重要事項確認書

次の項目をよくお読みになり、署名・捺印の上申込書と一緒に提出をお願いします。

○入園申込み・選考について

1	「ゆたかこども園1号認定・新2号認定園児募集要項」及びその他関係書類に関しては全てお読みになり、理解したもとして対応します。
2	こども園は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退園等により空きがある場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入園できるとは限りません。
3	入園希望施設について、事前に見学し保育内容を理解した上で申込みしてください。
4	3歳児クラスの入園において、入園希望月1日時点で受入月齢に達していることが必要です。
5	令和5年4月利用希望のうち転入予定で申込みされた場合、令和5年3月31日までに豊見城市に転入できない時は、入園の内定又は決定が取り消しとなり再選考をいたします。
6	給食費や保育料、教材費等に未納のある世帯については、次年度のこども園等入園に関して継続できない可能性があります。
7	入園申込み後、家族状況・勤務状況等に変更があった場合は速やかにご連絡ください。申込内容が事実と異なると判明した場合は、選考対象から外れたり、入園の内定又は決定を取り消すことがあります。
8	入園選考は締切日までに提出された書類をもとに選考基準に基づき審査を行い、教育時間を必要とする程度の高いものから順位決定します。期限後に提出された書類は、次回の選考からの審査対象となります。
9	入園の内定又は決定後であっても、利用施設での面談及び健康診断等により、集団保育に適さないと判断された場合は、入園できないことがあります。

○入園について

1	新2号を育児休業からの復帰を理由に申し込んだ方は入園月の翌月20日までに復職する必要があります。復職が出来ない場合、1号となります。
2	新2号を求職中で申請した場合の入園期間は3ヵ月です。期間内に勤務証明書等の提出がない場合は1号となります。
3	世帯の状況が変わった場合は、その都度ご連絡ください。届け出がない場合、判明した時点で1号又は途中退園となることがあります。(勤務状況の変更、退職、求職等)
4	特別な事情なく1ヵ月以上こども園を利用していない場合、教育時間等を必要とする事由に該当しないとして、退園となります。
5	入園日は月初日とし、退園は月末日までの在園となります。

○給食費等について

1	年度途中で世帯状況が変わり給食費が変更となる場合、その日の属する月の翌月の初日から(その日が初日の場合は初日)給食費の変更を行います。(生活保護受給、婚姻、離婚、障がい世帯への変更等)
2	所得の修正申告があり、市民税額が変更された場合は年度内に限り、遡及して給食費の変更を行います。
3	祖父母等と同居している世帯の場合、祖父母等の課税額を合算し給食費を決定することがあります。
4	前年度及び当該年度の1月1日時点で豊見城市に住所がない保護者は、市民税額が確認できる資料(所得課税証明書等)の提出が必要です。また、住所はあるが未申告の保護者については、税務課等で申告する必要があります。給食費の減額算定時に課税情報が確認できない場合、給食費を基準額で決定します。
5	納付期限を過ぎて給食費等が未納となっている場合は児童手当より給食費等を徴収します。
6	3歳児以上の児童については、利用料は無償となりますが別に給食費等の負担があります。
7	休日の預かり保育について、給食や人員配置が必要なことから、キャンセルの場合は返金できません。

○その他

1	支給認定申請に当たって、4月入所は認定事務が集中し、審査に時間を要することから、支給認定証の交付は入所選考の結果とともに2月頃に通知します。
---	------------------------------------------------------------------------

以上のことについて確認し、了承しました。

令和 年 月 日

保護者名

印